

論說

古代インドの賤民制

——不可触賤民チャンダーラを中心として——

山崎 元 一

目次

はじめに

一、不可触賤民制の發生

二、チャンダーラおよびその他の賤民

三、チャンダーラの生活

生まれ——住処と生活——生業

四、チャンダーラとヴァルナ社会の成員

仏典——『アルタシャーストラ』

——ヒンドゥー法典

おわりに

はじめに

「浄・不浄」「穢れ・浄め」の觀念は、インドにおいてきわめて發達し、ヒンドゥー社会を秩序づける一つの原

理とさえなつてゐる。近年、宗教学者や社会学者の間で、こうした浄・不浄の觀念に焦点を合わせてヒンドゥー教やカースト制度を解明しようとする試みが繰り返されてきた。⁽¹⁾そして、このような研究において、浄・不浄の觀念が最も顯著に示される不可触性 (untouchability) の問題、および不可触性を生得とする賤民 (Untouchable) の問題が主要な研究対象の一つとされてきた。しかし、これら宗教学者・社会学者の研究は主として近・現代に関する諸問題を扱つたものであり、古代・中世については不十分な紹介がなされているにすぎない。

現在のインドには、人口の約一五パーセントを占める不可触賤民 (指定カースト Scheduled Caste) が存在している。不可触賤民制そのものは独立後の憲法で廃止されたが、現実生活においてはなお彼らに対し社会的・経済的に大きな差別が加えられている。こうした現代の不可触賤民は、インド史の展開の過程において、さまざまな仕方で、またさまざまな社会層に属する者の間から形成されてきたのであり、本稿で対象とした古代の不可触賤民の子孫たちは、そのうちの一部にすぎないと思われる。しかし、インドにおける不可触賤民制の発生とその歴史的展開を知るためには、まず古代インドの不可触賤民制の実態を明らかにする必要がある。筆者は別稿において、古代インド社会の基本的な階級関係は、巨視的にみて、支配層であるバラモン・クシャトリアと庶民層であるヴァイシヤ・シュードラとの間に求められるのではなからうかと論じたが、不可触賤民を含む賤民階層はこうした四ヴァルナ (種姓) によつて構成される社会の周縁部に存在し、儀礼的にヴァルナ社会から排除されつつも、社会的・経済的に同社会にとつて不可欠な役割を果している。賤民問題の検討は、周縁部からのアプローチではあるが、古代インド社会の構造を明らかにするための一つの有効な方法であると言えよう。

筆者はこれまでに、仏典、『アルタシャーストラ』、ヒンドゥー法典類という性格の異なつた三資料を用いて、古代インドの奴隸と雇傭労働者の問題を考察してきたが、本稿は同じ資料に拠りつつ、賤民、特にチャンダーラと呼ばれる不可触賤民が、古代インドの社会においてどのような位置を占めていたかを考察したものである。なお、前二稿では資料別に節を立てて、それぞれの資料の内容を紹介したのであるが、本稿では問題点ごとに節を立て、そのなかで資料の違いに留意しつつ記述することにした。こうすることにより、古代インドの賤民の性格をいっそう明確に把握することができると思ふからである。

本稿で使用した三資料のうち、成立地が判明するものはほとんどない。また成立年代は、おうよそ仏典・ダルマストトラ（法経）↓『アルタシャーストラ』↓ダルマシャーストラ（法典）の順序となろうが、これらの資料はいずれも数世紀の期間を経て成立したものであり、むしろ年代的に並行しつつ成立したものが多くと考えられる。同一系統の資料、例えばヒンドゥー法典についてみると、諸ヒンドゥー法典にみられる賤民関係の法規には、内容的にまた量的にかなりの差がみられる。こうした差を各法典の成立年代の社会を反映したものとみて、賤民制の時代的変遷を説明する史家もあるが、私にはむしろ、各法典が重点的に扱う問題の違いや、法典を伝持した学派の態度の差を語る場合が多いように思われる。諸法典を成立年代順に並べてみても、そこから賤民制の一定の発達方向を読みとることはきわめて困難である。賤民制は、これらの時代を通じて本質的变化を被ることなく存在し続けたと言えよう。以上のような資料的制約から、本稿で扱う時代は西暦紀元の前後数世紀にまたがる時代、地域はガンジス流域およびこの地の文化の影響を受けてヴァルナ制度に基づく社会を形成したインド諸地方、というきわめて漠

然としたものならざるを得なかつた。また本稿の重点は、諸資料に伝えられた賤民関係の記事を問題ごとに分類し、それを紹介することに置かれている。

一、不可触賤民制の発生

古代インドには、賤業に従事し賤民とみなされる種類の人間が数多く存在した。そして、これら賤民の間には、不浄・穢れの程度に従つた上下の差がみられ、そのうち最下層に属する者が不可触な賤民とされていた。古代の文献に現われる諸種の賤民のうちには、不可触性の有無の判明しないものが多いが、はつきり不可触な存在と言えるものにチャンダーラ (Candāla, Candāla) と呼ばれる賤民がある。本稿ではこのチャンダーラを中心に考察を進めていくわけであるが、具体的な資料の検討に入る前に、まずインドの不可触賤民制の発生に関する諸説を紹介しておきたい。

その第一は、ヴァルナ間の混血に不可触賤民の起源を求めるヒンドゥー法典の説である。ヒンドゥー法典において理想とされる結婚はサヴァルナ (savarna) 婚、すなわち同じヴァルナ同士の結婚であり、異ヴァルナ間の結婚の場合、上位ヴァルナの男性が下位ヴァルナの女性と結婚するアヌローマ (anuloma すなわち「順毛」) 婚は一応承認されるが、下位ヴァルナの男性が上位ヴァルナの女性と結ばれるプラティローマ (pratiloma すなわち「逆毛」) 婚は、不当な忌むべき結合とされた。そして、後節で詳しく述べるように、ヒンドゥー法典はこうしたプラティローマ婚に不可触賤民の起源を求めている。しかし、これは現実の社会に存在する諸種の賤民の来因をバラモンのヴ

アルナ観によつて整理し解釈したものであり、史実と認めることはできない。

第二に、不可触性の観念はもともとインドの原住民のものであつたとみる説がある。例えばN・K・ダットは、アーリヤ人の来住以前に、ドラヴィダ族（先進文化をもつ）と彼らよりさらに古い住民であるオーストロアジア系人種（未開の段階にとどまつていた）との間に大きな文化的な差異があり、前者によつて後者は不浄な賤民として蔑視されたと考え、さらにこうした種族的・文化的な差異に起源する賤民観は、ドラヴィダ・先ドラヴィダ両族がアーリヤ人に征服されたあとにも維持され、結局アーリヤ人もこの観念を採用するに至つたのであると主張する⁽⁶⁾。共通の神々を崇拜し、似通つた遊牧生活を行ないつつ移動したアーリヤ系諸部族のうち、インドに入つたもののみが賤民制を極度に発達させている。従つて、インドにおける不可触賤民制の成立と発達にドラヴィダ系・先ドラヴィダ系の原住民が果たした役割の大きかつたことは十分に考えられるのであるが、それを裏付ける資料は得られない。不可触賤民制をもたらした浄・不浄観をアーリヤ人独自のものと断定することもまたできないが、アーリヤ人の間に存在した原始民に共通する儀礼的・宗教的観念（死に対する恐怖、不浄物に対する嫌悪など）が、同じ観念をもつていた原住民との接触を通じて触発されるという相互作用は考えられて然るべきであろう。なお、不可触賤民の起源が未開な部族民にあることはよしとしても、ダットのように彼らをおしなべて先ドラヴィダ系原住民と考える必要はなからう。また原住民の間に他種族を不可触視する慣行があつたとしても、それはきわめて素朴な形として存在したのであらう。

インドに侵入したアーリヤ人が原住民を征服した時点に、不可触賤民制の成立を求めることも考えられる。確か

に、アーリヤ人が残した最古の文献『リグヴェーダ』において、原住民ダーサ(ダスユ)はアーリヤ人に敵対し征服された劣等種族として蔑視されている。しかし、彼らは決して「不浄」「穢れ」と関係させられてはおらず、アーリヤ人と原住民の人種的・文化的混淆もかなり広く行なわれた。初期ヴェーダ時代のアーリヤ人が浄・不浄観をもつていたことは否定できないが、それは不可触賤民制の名に値する社会慣行を直ちに成立させるほど発達したものではありません。おそらく不可触賤民制は、アーリヤ人が農耕を主たる生活手段とするようになってから発達をみたのであろう。そして、そのころまでには原住民とアーリヤ人の混血もかなり進んでいたように思われる。

J・H・ハットン⁽⁸⁾は、不可触賤民(Exterior Caste)の起源は種族的・宗教的・社会慣習的なものであると説明している。すなわち、(1)不可触思想は疑いなく死や月経などに対するタブーに起源する、(2)タブーに起源する不可触思想は人種の相違および人種間の反感によつて強められた、(3)聖典・聖獸・神聖な司祭を伴つた宗教と、不潔な職業を嫌い犯罪的職業に反感をもつ社会一般とが不可触賤民制を⁽⁹⁾発達させた、というのである。不可触賤民制が原始的なタブー思想、「穢れ」の思想に起源することは言うまでもない。問題はこうした原始思想がインドできわめて発達し、一つの制度にまで高められた過程を明らかにすることである。しかしハットンのこの説明では、その過程がきわめて簡単にまた抽象的に述べられているにすぎない。

一方、アーリヤ社会と比較して原住民部族が物質文化の上で後進的であつたことに、不可触賤民制の起源を求めるとある。この説を主張するR・S・シャルマは、金属の道具と農耕の知識をもち都市を⁽⁸⁾発達させたバラモン社

会の「豊かさ」と、狩猟・採集の段階にある原住民の「貧しさ」の対立に注目し、この物質的優劣に、さらに第一次生産から離れたバラモン・クシャトリア兩階級の間に見出された手仕事マニファクチャーに対する蔑視と、原始的なタブーの思想や浄・不浄の觀念が作用して、不可触賤民制が成立したのであるという。⁽¹⁰⁾ シャルマが物質文化の差を賤民制發生の一因としたことは正しい指摘と考えられるが、それと上位両ヴァルナの者たちの間にみられる手仕事に対する蔑視とからのみでは、ハットンの説と同様になぜインドにおいて不可触賤民制の顕著な發達がみられたのかという点が十分に説明されないように思われる。この制度の發達の上にバラモンのイデオロギーの果した役割が、いつそう強調されてよいのではなからうか。

ここで従来 of 諸研究を参照しつつ、インドにおける不可触賤民制の成立に関する筆者の考えをまとめてみたい。ただし以下に述べるのは大雑把な見通しであり、実証的な究明は今後の課題として残されている。

『リグ・ヴェーダ』期のインド・アーリヤ社会に、不可触賤民制と言えるものは存在しなかつたようである。『ヤジュル・ヴェーダ』やウパニシャッド文献になると、チャンダーラ、ニシャダー(Nishada)、パウルカサ(Paulkasa)のような原住民部族の名が見出される。これらの未開原住民はアーリヤ人から蔑視されているが、必ずしも不可触な存在とされてはいなかつたようである。⁽¹¹⁾ しかし、前六〇〇—前三〇〇年ごろに成立したダルマストトラ類や、前五〇〇年ごろから西暦紀元の前後にかけてつくられた仏典には、不可触性を生得とするチャンダーラに関する記事がかなり頻繁に現われる。従つてこの制度は、後期ヴェーダ時代から仏教時代に至る期間、すなわち前一〇〇〇年ごろから前五〇〇年ごろにかけて徐々に成立したことになる。⁽¹²⁾ この数世紀は、パンジャーブに定着したアーリヤ人

が、原住民と人種的・文化的な混淆を深めつつガンジス流域に居住圏を拡大していつた時代である。そしてこの時代に、アーリヤ人の生活は牧主農従の段階から農主牧従の段階へと移つた。また思想面では輪廻思想が確立し、一部に不殺生・禁肉食への傾向が現われている。動物屠殺やそれに関係した行為（皮なめしなど）を不浄とし、それを生業とする人間を賤民視する觀念は、牧畜生活者の間からは生まれまいであらう。特定の人間を不可触視する思想は、原住民から借用されたものか、それともアーリヤ人がもつていた原始的な穢れの觀念の發達したものか、いづれとも決めかねる。しかしアーリヤ社会の中に不可触賤民制の發生をみたのは、アーリヤ人が定着農耕社会を發達させて以後のことであらう。

一方、前一〇〇〇年―前五〇〇〇年という時代は、バラモンが司祭者としての地位を独占し、ヴァルナ社会の最高位にのしあがつた時代でもある。インド社会におけるバラモンと不可触賤民という兩極分解は、相互に無關係であつたとはいへない。バラモンによつて、古代人の宗教思想上に大きな位置を占めていた原始的で素朴な「浄・不浄」観はいつそう高度なものに發達させられ、自己の「浄性」「不可侵性」を強調する道具として利用された。この「浄性」の強調は、バラモンを含むアーリヤ社会の成員に不浄物との接触の忌避を要求することになり、不浄な行為を専ら行なう者が賤民として社会の末端に位置づけられた。そしてここに、バラモンを最浄、賤民を最不浄とし、その間にアーリヤ社会の構成員を浄・不浄の度合によつて配列したインド独自の儀礼的社会構成が完成した。なお賤民の間にも不浄性の度合に従つた細分化がみられ、その最下に置かれたのが不可触賤民である。

この時代はまた、ガンジス上・中流域を中心に、従来の部族制国家の枠を超えた領域国家の成立をみつあつた

時代でもある。この領域国家の支配層であるクシャトリヤも、自己の地位を確保するためには、バラモンイデオロギーを利用することを得策と考え、政治的な面から賤民制、特にその最も極端な現われである不可触賤民制の発達に一役買ったと思われる。すなわち、賤民の存在はヴァルナ社会の生産階級であるヴァイシャ・シュードラ層の不満を外らし、ヴァルナ社会の維持を約束するものだったからである。一方、ヴァイシャ・シュードラ両階層は、賤民制を受け容れることによつてヴァルナ社会の成員としての地位を確保し、また賤民に対する蔑視を通じて一種の心理的満足を得ていた。

不可触賤民を最下とする賤民のグループに属せしめられたのは、次の者たちであろう。

(一)アーリヤ化した農耕社会の周辺に居住する未開の部族民。彼らは独自の言語や慣習をもち、おそらく原始的な狩猟採集生活を送っていたが、アーリヤ社会の拡大に伴なう狩猟採集地の狭小化のため、あるいは農耕社会との交換という経済上の目的のため、あるいはより安易な生活手段の獲得のために、旧来の習俗を保持しつつ、アーリヤ社会の周辺で生活するようになった。アーリヤ社会の成員は、自己の社会を維持するための不可欠な労働力の提供者としてその存在意義を認め、彼らのうちのある者に、当時すでに不浄とみなされるに至つては各種賤業を割当てた。ただし、すべての未開部族が賤民の地位に墮とされたのではない。インド史の発達全体からみた場合、アーリヤ文化を採用しヴァルナ社会の一員としての地位を確保した原住民部族の方がはるかに多く、またはるかに重要な役割を演じている。最下の不可触賤民の呼称となつたチャンダーラという名は、おそらく一地方の特定の部族名に由来すると思われる。すでに述べたように、彼らの存在は後期ヴェーダ時代から知られているが、当初彼らはア

ーリヤ人から蔑視されてはいたものの、必ずしも「不可触」とはされていなかっただけだ。彼らの不可触性が確立するとともに、これに近似した生活を営む原住民部族もまたチャンダーラの名で呼ばれるようになったのである。

(二) かつて農耕社会・牧畜社会の成員であつたが、不浄とみなされる仕事に世襲的に従事したり、不浄と考えられる慣習を維持したため、存在そのものが不浄とみられるようになった者たち。あるいは、かつてアーリヤ社会の成員であつたが、何らかの理由（例えば凶作・略奪などの災難、不法な結婚や大罪を犯したことによる集団外追放など）で自己の属していた集団の絆を離れ、既成の村落社会の周辺で下賤な労働に従事することを余儀なくされた者たち。しかし、このようにして発生した賤民は、(一)のものと比べた場合、重要性においてまた数の上からみて第二義的なものと考えられる。

なお、ヴァルナ社会の成員が賤民制を容易に受け容れることができたのは、彼らの農耕・都市生活と未開部族民の狩猟・採集生活との間に大きな落差が存在したためであろう。また当時すでにみられた職業世襲化の傾向は、賤民制を固定化させ強化させる上に大きな作用を及ぼしたものと考えられる⁽¹⁸⁾。

二、チャンダーラおよびその他の賤民

仏典においてチャンダーラは、「最も下劣な人間」(puruṣadhama)⁽¹⁴⁾、「すべてのカーストから除外された者」(sarvajātivihina)⁽¹⁵⁾、「すべてのヴァルナにより嫌悪された者」(sarva-varṇajugupsita)⁽¹⁶⁾、「邪悪な」(duṭṭha)⁽¹⁷⁾、「賤し

ら」(patikūṭha)⁽¹⁸⁾「穢れた」(mala)⁽¹⁹⁾「哀れな」(kapaṇa)⁽²⁰⁾など形容され、直接的・間接的な接触(触れること、見ることなど)によつて社会の他の成員に穢れを与へる存在として描かれている。また「チャンダーラ」という語は、軽蔑を込めて他人を呼ぶ際の常套的な語になつてゐる⁽²¹⁾。

仏典では、社会の全構成員について述べる際に、しばしば「クシャトリア・ムラモン・ヴァイシャ・シュードラ・チャンダーラ・プクサ」(khatiya, brahmana, vessa, suddha, caṇḍalapukkusa)⁽²²⁾と記されるが、ここからチャンダーラとプクサが四ヴァルナ以下の賤民とされていることがわかる。さらに「チャンダーラ・ネーサーダ・ヴェーナ・ラタカーラ・プクサ」(caṇḍala, nesāda, veṇa, rathakāra, pukkusa)という五種の賤民が、しばしば、「クシャトリア・ムラモン・(ラージャンヤ)・(ズリンンヤ)」(khatiya, brahmana, rājāṇa, gahapati)の「貴なる生まれ」(ukkaṭṭhajāti)⁽²³⁾「貴なる家」(ucca kula)に対する「賤なる生まれ」(hinajāti)⁽²⁴⁾「賤なる家」(micca kula)であると記されている。これらの賤民のうちプクサ(Skt. Pulkasa, Pukkasa)は、花摘みや、寺院・宮殿から枯花を除く仕事(寺院・宮殿の清掃)を行なう者とされる。彼らはおそらく狩猟採集段階にあつた未開の原住民族の出身であろうが、仕事の内容から推してチャンダーラほど不浄な存在とはされていなかつたように思われる。次にネーサーダ(Skt. Nisāda)は、主として狩猟や漁撈を生業とする非アーリヤ原住民族であり、生活程度の低さと動物殺害のために嫌悪されたと思われる。またヴェーナ(Skt. Vaiṇa)は竹細工師、ラタカーラは車大工をそれぞれ指している。竹細工師が賤民視されたのは、竹細工の仕事が未開の原住民によつて為されていたからであらう。車大工は初期ヴェーダ文献では名譽ある職業とされており、彼らがなぜ賤民視されるに至つたのかははつ

きりしないが、のちにこれらの仕事に原住民が加わつたこと、彼らが皮革を扱うようになったこと、⁽²⁷⁾ 仏教徒が戦争と関係する戦車造りを嫌つたこと、⁽²⁸⁾ あるいは手工業従事者一般に対する蔑視思想の発達の⁽²⁹⁾ 結果、などをその原因と考ふる史家もある。以上に挙げた賤民のうち、不可触性をもつた存在であることが判明するのはチャンドーラのみである。他の賤業従事者がチャンドーラと同じ程度の不可触性を生得としたとは考えられない。

ヒンドゥー法典においてもまた、チャンドーラは社会の他の成員に穢れを与える存在とされ、またプラティローマ婚中最も忌み嫌うべきシュードラ男とバラモン女の結合から生まれ、一切の法（宗教的・社会的義務）から除外された（*sarvadharmā bahiṣkṛta*）⁽³⁰⁾、人間中で最も下賤の（*adhamo nriṇam, nārādhamā*）⁽³¹⁾、最も邪悪な（*pāpīṣiṇa*）⁽³²⁾ 存在であるとされている。こうしたチャンドーラの性格は、ヒンドゥー法典中で彼らと並記された人間・動物・事物を知ることによつて、ある程度明らかになることができる。

『パウダーヤナ法経』をはじめとする法経法典類において、チャンドーラは、聖なる場所に立つ木（*caityavṛkṣa*）、火葬用に積んだ薪（*citi*）、犠牲用の柱（*yūpa*）、屍体（*sava*）、墓所（*śmaśāna*）などと並べて記される⁽³³⁾。すなわちチャンドーラが人々に与える恐怖は、原始信仰に根ざす宗教的禁忌（タブー）や人間にとつて最も忌むべき「死」が与える恐怖に等しいものとされているのである。

チャンドーラおよび同種の賤民と並記される動物としては、犬（*śvan*）⁽³⁴⁾、鳥（*vāyasa*）⁽³⁵⁾、肉食獣（*kravyād*）⁽³⁶⁾、昆虫（*krimi*）⁽³⁷⁾ などがある。いずれも生類を殺し、あるいは肉や腐敗物を食べたことを常とするため不浄とみなされる動物である。

一方、チャンダーラと並記される人間は、ほぼ次の五つのグループに分類できる。

第一は、月経や出産など不可避免的な不浄期間にある者で、⁽³⁸⁾彼らは一時的に仲間から隔離されるが、一定の期間や浄化儀礼を経たのち、再び「浄」となりうる。彼らは、穢れを他人に与えるという点でチャンダーラに等しいが、その不浄性は一時的であり、不浄性を生得としそれを子孫に伝えるチャンダーラとは異なっている。

第二は、ヒンドゥー法典の定める法規に違反したためにヴァルナ社会の成員としての資格を奪われた者、すなわち墮姓者⁽³⁹⁾(*patita*)である。墮姓者が属する社会の全成員(親族を含む)には、社会生活のすべての面において彼らと接触することが禁じられ、彼らとの接触はチャンダーラなど不可触賤民との接触到に等しい穢れを生ずるとされる⁽⁴⁰⁾。こうした墮姓者のなかには永久に追放された者もいたが、多くの者は一定の浄化儀礼を経て再びヴァルナ社会に復帰できた⁽⁴¹⁾。従つて、この範疇に属する者たちの不浄性は本質的には後天的・一時的であり、この点、不浄性を生得とする賤民とは異なっている。なお賤民の多くが血縁的集団を形成していたのに対し、墮姓者は血縁集団を追われた個としての存在であつた。これも両者の相違点と言えよう。

第三は奴隸(*dasā, adhyadhina*)⁽⁴²⁾である。しかし奴隸は宗教的・儀礼的な不浄観とは直接の関係はなく、むしろ経済的な階級と言つてよからう。ヴァルナ社会における社会的・法的な諸能力を奪われているという点で、奴隸とチャンダーラなどの賤民とは共通しているが、奴隸の大部分は主人の家庭で諸種の雑役に従事する家内奴隸であり、接触そのものが穢れをもたらす賤民とは全く範疇を異にしている。また奴隸は主人の所有物であり一般に財産所有の能力を欠いていたの⁽⁴³⁾に対し、チャンダーラなどの賤民は、当然、財産所有の能力をもつていた。

第四にシュードラがある。シュードラは第四のヴァルナとして賤しめられ、上位三ヴァルナ（再生族）と社会・経済などすべての面で差別されている。またバラモンの指導する学問と祭式から除外され、ヴェーダ学習の場を穢す存在としてチャンダーラと並べられている。⁽⁴⁴⁾しかし、これは学問・宗教上のことであり、社会生活においては、彼らはチャンダーラとは異なりヴァルナ社会の成員としての地位を与えられた。仏典においてチャンダーラがシュードラを含む四ヴァルナの範疇外として扱われていることは、先に述べた通りである。また同じ仏典中には、チャンダーラが第四のヴァルナ（シュードラ）以下であることを明示した記事も存在する。⁽⁴⁵⁾一方、パーニニやパタンジヤリはチャンダーラ含む賤民をシュードラの範疇に属せしめており、また『マヌ法典』は、第五のヴァルナは存在しないこと、およびヴァルナ間の不法な結合から生まれた混血族の義務はシュードラと同じであることを定めている。⁽⁴⁷⁾さらにヒンドゥー法典は、チャンダーラなど賤民の多くにシュードラの血が混じっていることを認めている。⁽⁴⁸⁾こうしたところからP・V・カネーなどは、チャンダーラがはじめシュードラの列に加えられていたことを推測している。⁽⁴⁹⁾はじめシュードラの範疇に属せしめられていたチャンダーラなどの賤民階級がやがてシュードラとは別の範疇とされるに至つたこと、あるいは賤民階級が「一般シュードラ」より下の「劣等シュードラ」とみなされてきたこと⁽⁵¹⁾を、資料の上から立証することは困難であるが、いづれにせよ、本稿で資料として用いたヒンドゥー法典中のチャンダーラ関係法規の大部分が、チャンダーラとシュードラ一般とを別の範疇として扱っていることは明らかである。⁽⁵²⁾なお『アルタシャーストラ』は、ヴァルナ間の混血族⁽⁵³⁾に対してはシュードラと同じ法を適用すべきであるとし、賤民の大部分をシュードラと同等に扱つていたのであるが、「チャンダーラはこの限りではない」という規

定を付け加えている。また同じ罪を犯した場合に、バラモン、クシャトリヤ、ヴァイシャ、シュードラ、アンターヴァサーイン (Antavasyin チャンダーラなどの賤民) の区別に従つて刑を重くする法規も存在しており、最下の賤民がシュードラとは異なつた存在として扱われていることがわかる。

第五はムレーツチャである。⁽⁵⁶⁾ ムレーツチャとは、アーリヤ社会の圏外にあり非アーリヤ的な生活慣習をもつ異邦人である。ムレーツチャを不浄視する観念は賤民制の成立と期を一にして生まれたものであろうが、特別な場合を除いて、こうしたムレーツチャとの接触はアーリヤ人の日常生活とは無関係であつたと言えよう。なお、インド史の全時代を通じてインド内に来住する異民族の集団は絶えることがなかつたが、多くの場合、彼らはやがてインド社会に同化してヴァルナ社会の成員として認められるに至つた。⁽⁵⁷⁾

チャンダーラ以外にも、ヴァルナ社会の成員とは異なつた部族的生活を送つていたために賤民視された集団があることはすでに記した。彼らは一般に独自の生業を営み、ヴァルナ社会から離れて住んでいた。⁽⁵⁸⁾ ヒンドゥー法典の編者であるバラモンは、社会の周辺に存在するこれらの集団をヴァルナ間の混血族とみなし、賤民集団の起源および不浄性の濃淡を、ヴァルナ間のアマローマ・プラティローマ的な雑婚 (varnasmikra) によつて理論的に説明しようとして試みている。⁽⁵⁹⁾ 離婚の組合せとそこから生じた賤種族の名称について、諸法典はおのおのかなり異なつたリストを挙げてゐる。例えば『マヌ法典』に記される雑婚関係を示せば次頁の表のようになる。⁽⁶⁰⁾

これらの混血族の名称はいずれも部族名・地名に由来し、なかにはマーガタ (マガダ人) ・ヴァイデーハカ (ヴ

アヌローマ関係

		(61)	
(男)Brāhmaṇa—(女)	{ Kṣatriyā Vaiśyā Śūdrā }	→[Brāhmaṇa (anantara)]	
		→Ambaṣṭha 族 (治療)	
		→Niṣāda-Paraśava 族 (魚獲)	
Kṣatriya	{ Vaiśyā Śūdrā }	→[Kṣatriya (anantara)]	
		→Ugra 族 (穴居獸の捕殺)	
Vaiśya	Śūdrā	→[Vaiśya (anantara)]	

プラティローマ関係

(男)Kṣatriya—(女)Brāhmaṇi	→Sūta 族 (馬匹馬車の仕事)	
Vaiśya	{ Kṣatriyā Brāhmaṇi }	→Māgadha 族 (交易)
		→Vaideha(-ka) 族 (婦女への奉仕)
Śūdra	{ Vaiśyā Kṣatriyā Brāhmaṇi }	→Āyogava 族 (木工職人)
		→Kṣattri 族 (穴居獸の捕殺)
		→Caṇḍāla 族 (屍体運搬と体刑執行)

イデーハ人)のように賤民の呼称とは言えないものがある。しかしチャンドーラがシュードラ男とバラモン女という最悪の結合から生まれたこと、およびチャンドーラが彼らのうちで最も下賤な存在であることは、諸ヒンドゥー法典の一致して認めるところである。(62)

なお理論的には、これら混血族と各ヴァルナとの間の、あるいは混血族相互の間の、アヌローマ・プラティローマ的結合によつて無限の賤民集団が生ずるはずであり、現にヒンドゥー法典においては、そうした集団の名が数多く挙げられている。(63) そのうち、シュヴァパチャ (Svapaca, Svapaka) の名がしばしばチャンドーラと並記され、(64) 彼らがチャンドーラと同様に低級な賤民とされていることがわかり、またプルカサ (Pulkaṣa)・ニシヤーダ (Niśāda)・ヴェーナ (Veṇa) など、(65) 仏典中の賤業従事者と共通する名も見出されるが、これらの個々の混血族賤民が不可触性をもつとされていたか、もつとすればどの程度か、といった問題について詳しいことは

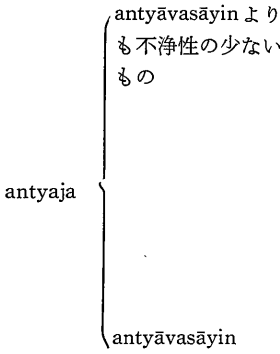
ほとんどわからない。⁽⁶⁶⁾

ヒンドゥー法典にはまた、チャンダーラを含めた賤民を総称する単語も知られている。次にこうした単語を簡単に紹介しておく。

アンティヤ・アンティヤジャ (antya, antyaja) — ともに末端、限界、最低などを意味する anta の派生語である。

- rajaka (洗濯屋)
- carmakāra (皮革加工者)
- nata (踊り手)
- buruḍa (竹細工師)
- kaivarta (漁師)
- meda (獵人)
- bhilla (獵人?)

- caṇḍāla
- śvapaca
- kṣattr
- sūta
- vaidehika
- māgadha
- āyogava



古代インドの賤民制 山崎

このうちアンティヤは、一般にはチャンダーラを含みヴァルナ社会の成員に何らかの穢れを与える賤民の総称として用いられる。⁽⁶⁷⁾ アンティヤジャもアンティヤとほぼ同義に使われる。後世の作品であるが『ヤージュニャヴァルキヤ法典』(iii, 260, 265) の『ミタークシャラー註』(十一世紀) は、アンティヤジャに関して上表のような分類を載せている。⁽⁶⁸⁾

アンティヤヴァサーイン (antyaavasāyin) — 最下に位置する者、末端に住む者を意味する。『マヌ法典』はこの語をアンティヤやチャンダーラと区別して用い、⁽⁷⁰⁾ チャンダーラの男とニシャードの女との間に生まれた者で、墓場で使われ、一般賤民にすら賤しめられる者として用い、⁽⁷¹⁾ しかし右のミタークシャラー註では、アンティヤジャの一部でチャンダーラを

含む最下の賤民の総称とされており、こうした用法の方が一般的であつたと考えられる。すでにみたように『アルタシャーストラ』では、アンターヴァサーイン（＝アンティヤーヴァサーイン）は四種のヴァルナと並記され、シュードラ以下の賤民の総称として用いられている。⁽⁷²⁾

バーヒヤ、バヒルヴァーシン (balya, bahirvasin) — 外に住む者の意味であり、ヴァルナ社会の外に置かれた非アーリヤの部族民や賤民を指す。⁽⁷³⁾ ヒンドゥー法典は諸種のバーヒヤをヴァルナ間の雑婚の結果生じたものであるとする。⁽⁷⁴⁾ 『マヌ法典』は前記アンティヤーヴァサーインを「バーヒヤにすむ軽蔑される者」(balyanamapi garhitam) と説明するが、これは、賤民の間に上下の差別が存在し、最下に置かれた者は一般の賤民からさえ不浄視されたことを語っている。

アパパートラ (apapatra)⁽⁷⁶⁾ — 食器を避けるべき者 (すなわち彼らの食器に盛つた料理を食べることは四ヴァルナの成員にとつて禁忌とされた)、⁽⁷⁷⁾ あるいは食器を地上に投げ置くべき者を意味する。⁽⁷⁸⁾ 一般には、チャンダーラ、墮姓者、出産や月経中の女など、不浄とみなされる人間を指す。⁽⁷⁹⁾

アスプリシユヤ (asprisyā) — 文字通り不可触賤民の意味であるが、この語が使用されるのはヒンドゥー法典では後期の『ヴィシシュヌ法典』『カーティヤーヤナ法典』⁽⁸⁰⁾ においてである。後世の註釈者は、アスプリシユヤをチャンダーラをはじめとする賤民のこととしている。⁽⁸¹⁾

以上の検討から、次のように言えるであろう。儀礼的な浄・不浄の観念が顕著にみられ、人間・職業を貴賤の序列中に位置づけることが一般的に行なわれたインド古代において、賤民制はきわめて複雑な発達をとげた。仏典や

ヒンドゥー法典は、幾種類もの賤民がアーリヤ社会の周辺に血縁集団を形成して住み、それぞれ独自の賤業に従事していたことを伝えている。これら賤民は、アンティヤなどの総称で呼ばれることがあつたが、彼らの間にも不浄性の大小によつて上下の差別が存在していた。上下各種の賤民のうちチャンダーラに関する記事が最も多いが、それらの記事は、賤民のうちチャンダーラが最も下賤な存在であり不可触性を本質とするものであることを伝えている。記事の頻度が数量の大小を直接示すものとは言えないが、チャンダーラが賤民を指す普通名詞として用いられた例のあること⁽⁸²⁾から推して、またチャンダーラをもつて諸種の賤民を代表させることもあることから推して、⁽⁸³⁾賤民のうちチャンダーラの名で呼ばれた者が最も多かつたと言つて間違ひなからう。次節では、三系統の資料から窺われるチャンダーラの生活の諸面を紹介しようと思う。

三、チャンダーラの生活

生 ま れ

「業」と「輪廻」の思想を受け容れた古代インド人は、前生の罪業のために人はチャンダーラなどの賤民として生を受けると考えた。例えばヒンドゥー法典には、バラモンを殺害した者、(バラモンの)黄金を盗んだ者、シュードラに乞うて行祭に必要な物を得た者、スラー酒を飲んだ者、墮姓に相当する大小の罪を犯し贖罪しない者、盗み・不善・虚偽のことを思う者、などがチャンダーラに生まれ変わると記されている。⁽⁸⁴⁾

いくつかの文献に、チャンダーラなどの賤民は同族の者とのみ結婚すべきであると述べられているが、チャンダ⁽⁸⁵⁾

ーラの大部分が自分らの血縁集団 (candala⁽⁸⁶⁾) の中に生まれたものであることは言うまでもない。しかし、一方では、ヴァルナ社会の成員がチャンダーラに等しいものとして社会から締め出されることもみられた。例えば仏典のなかに、人々が悪王から着物をはぎとり「チャンダーラにして、チャンダーラの居住区に追放した⁽⁸⁷⁾」という記事があり、また『マヌ法典』には、「知らずにチャンダーラ、アンティヤの女性と通じ、「彼らの食物を」食べ、「彼らから施物を」受けるバラモンは、墮^{パティヤ}姓者となる。知つて「なすときは」、彼らと等しくなる⁽⁸⁸⁾」と定められている。さらに、不当な結婚をした女性から生まれた子供が社会的に蔑視の対象となり、チャンダーラあるいはその同類として扱われることもあつたようである⁽⁸⁹⁾。チャンダーラの大部分は血縁集団を形成していたと思われるが、チャンダーラという語が特定の血縁集団所属者を指す以外に、「賤民」という普通名詞として用いられることもあつたのである。

住処と生活

チャンダーラは一般の住民と区別され、都市あるいは村落の外に一団となつて住んでいた。例えば仏典は、都市の郊外 (bahinagara) にチャンダーラ村 (candala⁽⁹⁰⁾grama, candalagamaka) があつたことや、チャンダーラ身分に墮とされた者が都市の郊外のチャンダーラ居住区 (candala⁽⁹¹⁾vataka) へ追いやられたことを伝えている。またヒンドゥー法典は、チャンダーラの住居は村落外 (bahirgrama) になければならぬと定め⁽⁹²⁾、彼らが夜間に都市や村落の中に入ることを禁じており、『アルタシャーストラ』は、チャンダーラ専用の井戸があつたことに触れ、また都市を

造営する際にチャンドーラと異教徒の居住区を墓地の端に設けるべきであると定めている⁽⁹⁶⁾。こうした集団生活は、彼らに古来の言葉を維持させ、また彼らの間に独自の言葉を発達させたようである。仏典の一節から、チャンドーラが他とはつきり区別される独自の言葉 (candahāsa) を話していたことがわかる⁽⁹⁶⁾。

仏典によれば、チャンドーラを含む賤業従事者の物質生活は最低のものであり、不潔な生活環境と貧しい食生活から、多くの者たちが病気や肉体的欠陥に苦しんでいたという⁽⁹⁷⁾。一方『マヌ法典』は、チャンドーラに対し、犬と驢馬を財産とし、死者の衣を着け、こわれた食器を用い、鉄製の装身具を身につけ、常に処々を徘徊すべきであると定めている⁽⁹⁸⁾。また同法典は、チャンドーラに対し、日中には王命によつて定められたしを身につけて仕事に出るよう命じているが、仏典もまた、チャンドーラが一見してそれとわかる姿をしていたらしいことを伝えている⁽¹⁰⁰⁾。

ヴァルナ社会の成員の住処から離れて生活するチャンドーラなどの賤民集団を、『カーティヤヤーナ法典』はグルマ (Gulma) と呼んでいる⁽¹⁰²⁾。そして同法典はこれらの集団に独自の慣習法が存在することを認め、集団内の事件の処理について、王は彼らの間の慣習法を第一に重視すべきであると定めている⁽¹⁰³⁾。

生 業

チャンドーラはヴァルナ社会の正式の成員ではないが、生計を得るためにヴァルナ社会と何らかの形で結びつくことを必要としていた。一方、ヴァルナ社会の成員は、自分らが最も忌み嫌う「死」に関係する仕事を彼らに与え

ることに成功した。仏典のなかでチャンダーラは、死刑の執行⁽¹⁰⁴⁾、屍体処理⁽¹⁰⁵⁾、暗殺者として描かれ、ヒンドゥー法典では死刑をはじめとする体刑の執行者、屍体運搬者⁽¹⁰⁶⁾とされ、また『アルタシャーストラ』においても、体刑執行、屍体運搬の仕事が当てられている⁽¹⁰⁷⁾。チャンダーラが諸種の賤業従事者中で最も不浄、すなわち「不可触」とされたのは、彼らの生業がこのように「死」と結びついていたからであろう。また彼らの中には、体刑執行者として公職に関係する者以外に、村や町の番人⁽¹⁰⁸⁾、あるいは犯人探索⁽¹⁰⁹⁾の仕事に従事する者もあつたようである。

彼らはヴァルナ社会と接触したのちも、古来の生活手段を完全には捨てなかつたようである。このことは、彼らが狩猟・箭造りを業としたことを伝える仏典中の記事や、森林地帯の防衛にチャンダーラを利用する『アルタシャーストラ』の記事⁽¹¹⁰⁾などから知ることができる。またチャンダーラの殺した獣の肉を「浄」であると規定するヒンドゥー法典の記事から、チャンダーラは狩猟・採集によつて得たものを自分らで消費しただけではなく、ヴァルナ社会の成員との間の交換にも用いたことを推測できる⁽¹¹¹⁾。あるジャータカは彼らが長椅子・腰掛けの製造を行なつていた^(asandipitahakaraka)ことを記しているが、これは森林地域に住むチャンダーラの中に木材の製造・加工に従事する者があつたことを伝えている。

以上の他にも、チャンダーラの従事した仕事として村や町の清掃や諸種の土木作業がある。村や町の中で死んだ動物の屍体の処理や、その他の不浄物の清掃は⁽¹¹²⁾、今日同様チャンダーラなど賤民の仕事であつたと思われる。皮革加工はチャンダーラ独自の生業ではなかつたようであるが、彼らが動物の屍体処理の一部としてこの方面の仕事に従事したことは十分考えられる。また王宮の修繕を行なうチャンダーラ夫婦に関する物語が仏典のなかにあり、チ

チャンダーラの女性が清掃事業や土木作業などに従事したことを推測させる。さらに仏典には、チャンダーラがドーパナ (dhopana) という特技 (軽業の一種か) をもちそれを公衆の面前で演じたことや、⁽¹¹⁹⁾ チャンダーラの女性のなかに呪法に長じた者がいたことが述べられている。⁽¹²⁰⁾

四、チャンダーラとヴァルナ社会の成員

仏典

ヴァルナ社会の成員、特にバラモンをはじめとする上位階層に属する者たちは、自己の浄性を維持するために不浄な仕事から遠ざかろうと努め、またチャンダーラなどの賤民と接触することを極力避けた。例えば仏典には、外出した折にチャンダーラを見たため香水で眼を浄め家に引き返す富豪 (sethi) の娘や主司祭 (purohita) の娘の話、⁽¹²¹⁾ チャンダーラに触れた風を受けて穢れることを恐れたバラモンの話、⁽¹²²⁾ 空腹に耐えかねてチャンダーラの残飯を食べ自らを恥じて死ぬバラモンの話、⁽¹²³⁾ などがある。またチャンダーラの残した飲物を飲んだバラモンは、仲間からバラモンたる資格を奪われている。⁽¹²⁴⁾ チャンダーラと接した人々はそれを恥じて口にしなかつたが、一方チャンダーラの側も自分の立場を熟知しており、人目につく行為をひかえた。⁽¹²⁵⁾ 分をわきまえない行為に走つたチャンダーラには、ヴァルナ社会の成員から厳しい制裁が加えられている。例えば、王女と交渉をもつたチャンダーラの罰は「大罪であり種々の肉体労働を科したのち死刑」⁽¹²⁷⁾ とされ、またあるチャンダーラは人目についたために町なかで暴行を加えられている。⁽¹²⁸⁾ 従つて、野心をもつたチャンダーラにとつて、野望を達成するためには遠くで自分の出身 (pitri) を偽

つて暮らす必要があつた。⁽¹²⁹⁾

しかし、下賤な仕事とはいえ社会生活に不可欠な労働を分担しているチャンダラと、ヴァルナ社会の成員とが完全に接触を断つことは不可能であつた。仏典中に、チャンダラと旅を共にするバラモンや、⁽¹³⁰⁾チャンダラと対話する国王⁽¹³¹⁾について記すものがあるが、こうしたことは現実にはまず見られることがなかつたであらう。王族やバラモンや富豪など特定の者たちには、チャンダラとの接触をほとんど断つた生活を送ることもできたと思われるが、一般の人々が彼らと日常的な接触をもつたこともまた確かであらう。

チャンダラに対して初期の仏教教団のつた態度は一貫している。すなわち、チャンダラをはじめとする賤民層が社会に存在することは認め、その上で、彼らが正しい信仰をもち、道徳的な生活を送り、あるいは出家して修業にはげむならば、彼らとバラモンをはじめとするヴァルナ社会の成員との間には何ら差はなく、宗教的な果報⁽¹³²⁾（天国やこの世の上流階級に生まれること、あるいは涅槃の境に達すること）も全く同等であると主張するのである。またいくつかの経典は、賤民を蔑視する人々に対し、⁽¹³³⁾教えを授けてくれた師や高德な者には、たとえチャンダラであろうとも敬意を払うべきであると論じている。初期の仏教教団は賤民層をも布教の対象とし、賤民層に教団の門を開いたのであるが、これはあくまでも宗教上・倫理上の問題であり、賤民制度そのものを否定しようという社会運動ではなかつた。また現実に教団や信者が常に彼らを偏見なく受け入れたかどうかとも疑問視される。⁽¹³⁴⁾

『アルタシャーストラ』には奴隸や雇傭労働者関係の記事はかなり多く、彼らに関する法規をまとめた一節も存在しているが、チャンダーラなどの賤民に関する記事は処々に散見できるにすぎない。これは、前者が生産面であり重要な役割を果たしていたのに対し、後者がヴァルナ社会の外に置かれ、国家の維持と繁栄に直接関係する主要な生産活動に参加していなかつたからであろう。同書に記されるチャンダーラなどの賤民とヴァルナ社会の成員との関係は次のようなものである。

チャンダーラは、墮姓者や下賤な職業に従事する者と並べて、自己の集団に起こつた事件以外には証人となる資格をもたないとされる。⁽¹³⁵⁾ またアーリヤ（シュードラも含むヴァルナ社会の成員）に不当な害を与えたチャンダーラなど賤民には、厳しい刑罰が科せられている。すなわち、チャンダーラがアーリヤの女に触れた時には一〇〇パナの罰金、⁽¹³⁶⁾ シュヴァパーカ族の男がアーリヤの女と通じた時には死刑、⁽¹³⁷⁾ チャンダーラなど賤民が手足でバラモンを殴打した場合にはその手足の切断、バラモンを脅迫した場合には賠償金、触れた場合はその半額の罰金であるとされる。⁽¹³⁸⁾ 一方、アーリヤがシュヴァパーカ族の女と性交渉をもつた場合には、男がシュードラならばこれをシュヴァパーカ身分に墮とし、⁽¹³⁹⁾ それ以外の者ならば、額に首なしの胴体の烙印を押して他地方へ追放すべきであると定められている。

生まれに関する誹謗罪を犯したアンターヴァサーイン（チャンダーラ、シュヴァパーカなど）は、相手がバラモンの場合一二パナの罰金、クシャトリア以下の三ヴァルナの場合にはそれぞれ九、六、三パナの罰金を払わねばならなかつた。一方、ヴァルナ社会に属する成員でアンターヴァサーインを誹謗した者には、二パナの罰金刑が科せ

られている。⁽¹⁰⁾ またチャンダーラ族や林住族 (aranyacata) が所有する二五パナ以下の家畜を盗んだり殺したりした場合の罰金は、ヴァルナ社会の成員が所有する家畜を盗んだり殺したりしたときの罰金 (五四パナ) の半額とされている。⁽¹¹⁾

ヒンドゥー法典

ヒンドゥー法典は、バラモン立場からヴァルナ社会の維持を目的として編まれたものである。そこにはヴァルナ社会の儀礼的浄性を維持するための数多くの法規が存在するが、その一部に同社会の成員と不可触賤民との接触を問題にしたものが見出される。例えば、アーリヤの祭式から除外された者たちが、ヴェーダ学習・天神祭・祖霊祭などの宗教行事を見たりその近くにいたりした場合は、その行事は屍体や墓所や犬の近くでなされた場合と同様に穢され、すべて無になると諸法典に定められている。⁽¹²⁾ ここに言うアーリヤの祭式から除外された者の中には、シユードラや墮姓者なども含まれるのであるが、チャンダーラの存在がとりわけ忌むべきものとされたことは疑いない。

バラモンは、自己を最浄・最高とするヴァルナ社会の浄性を維持するために、複雑な浄化儀礼 (贖罪 *prayasaitta*) を発達させた。賤民との接触によつて生ずる穢れも、当然この浄化儀礼の対象となつている。すなわち、賤民との接触によつて穢れた者たちが従来通りヴァルナ社会の成員であることを続けるためには、適当な浄化儀礼を必要としたのである。⁽¹³⁾ ヒンドゥー法典にはこうした浄化儀礼に関する法規がきわめて多く、しかも同じ穢れに対する浄化

儀礼は法典ごとに異なっている。次にこれらの儀礼のうちのいくつか紹介してみる。

チャンドーラなどの接触のうち最も軽いものは、単に触れること、言葉を交すこと、話し声を聞くこと、見ることなどである。また不浄性は人を介して伝染する性質をもち、賤民や不浄物に触れた者に触れた場合も、直接触れた場合と同程度の穢れを生ずるものとされた。⁽¹⁴⁵⁾ こうした禁制に違反した者の贖罪は、『アーパスタンバ法経』による「チャンドーラ」に触れた場合は沐浴すること、言葉を交した場合は、バラモンに言葉をかけること、見た場合は「太陽・月・星などの」光を見ること⁽¹⁴⁶⁾ であるという。また『ヴァーシシュタ法経』は「犬、チャンドーラ、墮姓者に触れた場合には、衣を着けたまま沐浴すれば直ちに清浄となると「ヴェーダに」説かれている。「ヴェーダを誦読している際に」墮姓者やチャンドーラの話し声を聞いた場合には、三夜の間無言のうちに断食して過ごすべきである。あるいはかの「ガーヤトリの誦句を」少なくとも千回繰り返すことによつて清浄となると「ヴェーダに」説かれている⁽¹⁴⁷⁾ と定め、『マヌ法典』は「ディヴァーキールティ（チャンドーラ）、月経中の女、墮姓者、産褥婦、屍体に触れた者、あるいはそれ「ら」に触れた者に触れた場合は、沐浴によつて浄められる⁽¹⁴⁸⁾」とし、『ヴィンユヌ法典』は、チャンドーラやその他の不浄物に触れた場合には洗い浄めた衣を身につけて沐浴すべきこと、チャンドーラやムレトッチャと言葉を交した場合には口を漱ぐべきことを定めている⁽¹⁴⁹⁾。こうした軽度の接触に対する禁忌は、諸法典の註釈家の段階になつてさらに詳細化し、チャンドーラの影を不浄とする説や、チャンドーラに牛尾の距離以内に近づくことを禁ずる説などが提示されている⁽¹⁵⁰⁾。

賤民の女と通じたり彼らから食物を受けることは、より重大な穢れをもたらすため、浄化儀礼はいつそう複雑と

なる。例えば『ガウタマ法経』は、下賤族の女 (antyaśāyini) と知つて通じた者に一年間のクリッチュラ贖罪を、知らずして通じた者には十二日間の同贖罪を命じ、『マヌ法典』などは「再生族がヴリシヤラの女 (チャンダラ女など) を一夜抱いた罪は、三年の間托鉢したものを食べ、〔ガーヤत्री〕を誦することによつて除かれる」とする。また『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、アンティヤジャの女と通じた罪を友人の妻、童女、姉妹、同じゴートラ親族の女、息子の妻と通じた場合に等しい大罪であると定め、また「アンティヤの女と同棲する者には、恥辱の烙印 (kubandha) を押して追放すべきである」とする。『ヴィシヌヌ法典』には、「チャンダラの女と〔知つて〕通じた者は、彼女と同じ身分となる。知らずして通じた者は、チャンドラーヤナ贖罪を二回行なうべきである」と定められている。なお、チャンダラや墮姓者から与えられた食物を食べた者に対しては、『ヴァーシシュタ法経』が、三ヶ月間クリッチュラ贖罪を行なつたのち剃髪などの儀式を省略した入門式 (upanayana) を再び行なうことを命じているのに対し、『ヴィシヌヌ法典』は、チャンダラの食物をそれと知つて食べた者に対して三日間の断食を命じている。

一方、ヴァルナ社会の成員に近づく賤民に対しては厳しい刑罰が科せられている。例えば『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』は、アーリヤの女と通じたアンティヤ (チャンダラなど) に死刑を、最上族 (uttama) に触れたチャンダラに一〇〇パナの罰金刑をそれぞれ科し、『ヴィシヌヌ法典』は、故意に再生族 (sṛiṣṭya) すなわち可触である三ヴァルナの者) に触れた不可触賤民 (aspṛiṣṭya) に死刑を科している。

このような厳しい接触の禁忌にもかかわらず、ヴァルナ社会の成員にとつて日常生活における賤民との接触は避

けられなかつた。こうした事情はヒンドゥー法典の制定者によつても十分承知されており、次のような例外規定を設けてヴァルナ社会の成員を救つている。すなわち、『バウダーヤナ法経』には「座席、長椅子、乗り物、舟、道路、草はチャンダーラや墮姓者によつて触れられても風によつて浄化される」⁽¹⁶⁸⁾とあり、『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』などでは、「街路の泥・水がアンティヤ、犬、鳥に触れられたときは、風のみによつて浄められる。焼煉瓦造りの家もまた「同じである」⁽¹⁶⁹⁾とされている。また『マヌ法典』などは、犬、チャンダーラ、肉食獣などによつて殺された獣の肉が浄であることを定めて食生活を穢れから守り、さらにヴィシユヴァーミトラが飢えに際しチャンダーラから犬の臀肉を得たことなどを例に引いて、生命の危機に際してはいかなる人々から食物を受けても穢れることはない⁽¹⁶⁸⁾と定めている。

チャンダーラなどの賤民は、普通には法律上の能力を制限されていた。すなわち同じ仲間のための証人となることはできたが、集団外の者の証人となる資格を与えられていないのである⁽¹⁶⁷⁾。しかし重大罪の場合は例外で、その際は賤民も証人となり得ることが付記されており、ヴァルナ社会の維持のためには右の原則が緩められたことを知らせてくれる。

ヒンドゥー諸法典は、日々行なわれるヴァイシユヴァデーヴァ（一切神供養）のあとで、チャンダーラ、シユヴァパチャ、墮姓者などに食物を与えるよう命じている⁽¹⁶⁸⁾。こうした食物は宗教的果報を目的として恵み与えられるものであるが、食物を与える際には、犬や鳥や昆虫を与える場合と同様に、食物を地面に撒く⁽¹⁷⁰⁾か、あるいはこわれた容器に入れアーリヤ以外の者たちの手で与えるべき⁽¹⁷¹⁾であるとされている。

おわりに

本稿の目的は、古代インド社会において、賤民、特に不可触賤民チャンダーラがどのような位置を占めていたかを明らかにすることであつた。そしてこの問題を三系統の資料を用いつつ考察してきたわけであるが、ここで各節の要点を記しておきたい。

第一節では、不可触賤民制は未開人に共通な「穢れ」の觀念に起源をもち、アーリヤ人の農耕社会が確立し領域国家が形成される過程において、バラモンによつて宗教的・儀礼的な面から発達させられ、さらにクシャトリアによつて支持されて成立したものであること、この制度はまた主要な生産者であつたヴァイシャ・シュードラ両階層によつても容認され得るものであつたことを推論した。また第二節では、賤民制は古代インドにおいて複雑な発達をとげ、賤民の間にも上下の区別が存在したこと、各種賤民のうちでもチャンダーラと呼ばれる者をもつとも数多く、またもつとも下賤な不可触賤民とされてきたことを明らかにした。第三節では、主にチャンダーラについて、彼らの大部分が旧来の風習を維持しつつヴァルナ社会の周縁部に血縁集団を形成して定着し、最も不浄とされる「死」に関する職業などに従事していたことを紹介した。最後に第四節では、ヴァルナ社会の成員と不可触賤民との接触の問題について、具体的な事例を仏典のなかから拾つて紹介し、理論的な諸規定を『アルタシャーストラ』とヒンドゥー法典から拾つて紹介した。このうちヒンドゥー法典については、バラモンがヴァルナ社会の浄性維持を目的として発達させた浄化儀礼の紹介が中心となつた。また接触に関する厳しい禁忌にもかかわらず、ヴァルナ

社会の成員は日常生活においてチャンダラとの接触を避けられなかつたことも指摘しておいた。

『アルタシャーストラ』とヒンドゥー法典、特に後者には、ヴァルナ社会から賤民を排除するための厳しい法規が見出されるが、これらはいくまでもバラモン理想を記したものであり、そこにみられる諸法規が日常生活において厳守されていたことを意味してはいない。一方、ジャータカをはじめとする仏典には古代インドの社会生活の現実の様子がよく伝えられていると思われるが、そこに見出されるチャンダラの生活、および彼らとヴァルナ社会の成員との関係は、前二資料から知られるところとかなりよく一致する。ヴァルナ社会からの賤民の排除、特に不可触賤民チャンダラの排除は、少なくともバラモンおよび社会の上層の人々の間ではかなり徹底して行なわれていたと言える。

不可触賤民制は、表面的にみる限りヴァルナ社会の浄性を維持するといふきわめて宗教的・儀礼的な要請に基づいているようであるが、その背後にはこれとは別なきわめて社会的・経済的・政治的な要請が存在した。すなわち賤民の排除は、ヴァルナ社会自体を外側から粹づけし、さらにヴァルナ社会内部における階級関係を儀礼的身分秩序(すなわち四つのヴァルナ)として固定化させる上に大きな作用を及ぼしたと思われるからである。賤民の存在は、ヴァルナ社会における基本的な階級関係(支配階級であるバラモン・クシャトリアと生産階級であるヴァイシヤ・シュードラ)を維持していこうとする支配階級の要求を満たすものであつた。R・S・シャルマは、古代インドにおいてシュードラの反抗がほとんどみられなかつた一因は、彼らにすら蔑視された不可触賤民の存在がシュードラと支配者との階級的対立を鈍らせたからであると推測している。⁽¹²⁾これは注目すべき指摘と言えよう。

最後に、古代インドの不可触賤民制がその後どのように発達して近・現代に至つたのかという問題が残つた。しかし筆者はこの方面の研究にはほとんど手をつけていないため、ここでは今後解決されるべき一、三の問題点を指摘するにとどめたい。

古代と近・現代の賤民制の間の大きな差は、近・現代では不可触賤民⁽¹²⁾の数がきわめて多いことであり、またその多くが、諸々の不浄作業に従事する以外に農業労働者として農耕に従事していることである。本稿で用いた三資料から知られる限りでは、チャンダーラなど賤民の人口比率はそれほど大きかつたとは考えられず、また彼らが農業労働の提供者としてヴァルナ社会の生産活動に直接関係していたという証拠は得られない。数の増大と農耕との結びつきがいつごろ見られるようになったのか、この問題を耕地の拡大、狩猟採集の場の狭小化、地主制の発達、あるいはまた「不可触性」の概念の拡大などの問題と関係させつつ説明していく必要がある⁽¹³⁾。次に、本稿で用いた資料によれば、チャンダーラなどの賤民はかなりまとまつた集団生活を送つていたと思われるのに対し、近・現代においては、各村落の周縁部に、いくつかの異なるつた血縁集団に属し相互に排他的な不可触賤民が、それぞれわずかな戸数⁽¹⁴⁾づつ存在している。こうした変化がいつごろからみられるようになったのか、数の増大、農業労働などの問題に関係させて追求する必要がある。また、近・現代の不可触賤民制は北インドに比べて南インドにおいていっそう厳しく、住民のなかに不可触賤民の占める割合も地域ごとに大きく違つて⁽¹⁵⁾いる。不可触賤民制のこうした地域差に留意しつつ、この制度の発達の過程を解明していくことも今後の課題である。

注

- (1) 近年の研究については、山折哲雄「インドのカーースト社会における浄めと汚れ」『東北仏教文化研究所年報』第一輯、一一一六頁。同「VarṇaとJāti—カーースト形成の背景」『鈴木学術財団研究年報』一九六四年、四七—六一頁。同「カーーストにおける汚れ(āśauca)と浄め(suddhi)」『金倉博士古稀記念印度学仏教学論集』一九六六年、一八三—一九六頁。岩田啓靖「ヒンドゥー社会における Pollution Concept について」『宗教学研究』一九六、一九六八年、四九—七二頁に詳し。

- (2) 拙稿「インド古代奴隷制の性格」、松井透・山崎利男編『インド史における土地制度と権力構造』東京大学出版会、一九六九年、三五頁。

- (3) 註(2)論文および「古代インドの雇傭労働者」『東洋学報』五一巻四号、三九—七九頁。

- (4) 「奴隷制」論文、四—七頁、「雇傭労働者」論文、四〇—四一、七一—七三頁参照。なお本稿では「前」稿では簡単に参照するにとどめたが、マヌーヤラ(法経)類について、詳しく検討した。

一、ガウタマ法経(Gaut. と略記)

Gaṭamaprañītahādharmasūtrāni, with Mitrākṣarā of Haradatta, Anandāśrama ed., Poona, 1910. G.

古代インドの賤民制 山崎

Bühler (tr.), *The Sacred Laws of the Āryas* (S. L.A.), Pt. 1 (Sacred Books of the East, Vol. II), Oxford, 1879.

二、アパースタムバ法経(Ap.)

G. Bühler (ed.), *Āpastambya-dharmasūtram*, Pt. 1—2, Bombay, 1892—94. G. Bühler (tr.), S.L.A., Pt. 1, Oxford, 1879.

三、バウダヒヤナ法経(Baudh.)

F. Hultsch (ed.), *Das Bauddhāyana-Dharmasūtra*, Leipzig, 1922. G. Bühler (tr.), S.L.A., Pt. 2 (S. B.E., Vol. XIV), Oxford, 1882.

四、ヤーシニナカ法経(Yas.)

A. A. Führer (ed.), *Śroutasīdharmasūtram*, Bombay, 1883. G. Bühler (tr.), S.L.A., Pt. 2, Oxford, 1882.

- (5) S. Chattopadhyaya, *Social Life in Ancient India*, Calcutta, 1965, pp. 152—155.

- (6) N.K. Dutt, *Origin and Growth of Caste in India*, Vol. 1, London, 1931, pp. 28—29, 83, 105—107. また「ヤデーナカヤヤカ」不正触殺戒の起源を原住民の間に行なはばじうは種説を考へじう。S. Chattopadhyaya, *op. cit.*, pp. 151—152.

マット説の一論拠は、近・現代の不可触賤民制が北インドに比へてドラヴィダ族の居住する南インドでいつそう厳しいことである。しかし、この見解に対しては、ムラホンの手で發達をせられた不可触賤民制をアーリヤ文化の一環として受け容れた南インドのドラヴィダ族が、この制度をより純粹な形で自分らの社会に適用した結果であると反論するものがあろう。

(7) セナールはカースト的差別一般の根底に存する浄・不浄觀を、アーリヤ人によつてインドに持ち込まれ黒色原住民との接觸を通じてちひだ強化されたものと考えている。

E. Senart, *Les castes dans l'Inde, les faits et le système*, nouvelle éd., Paris, 1927, Chap. III. (『印度のカースト』綜合インド研究室訳、昭和十八年、第三篇)

(8) N.K. Dutt, *op. cit.*, p. 62. S. Chattopadhyaya, *op. cit.*, p. 151.

(9) J.H. Hutton, *Caste in India, its nature, function, and origins*, 4th ed., Oxford University Press, 1963, pp. 207—208. マットンがターナーを強調するので対し、ターリヒは儀式的清淨 (ceremonial purity) を問題にする。すなわち、不可触性の觀念は、儀式的清淨の思想から生まれ、まず犠牲祭において原住民シュードラに適用され、その後、に不浄とみなされる職業についている集団に及ぼされる

たとする。マットによれば、こうした儀式的清淨の思想が文献にはつきり現われるのは、ブライブナ時代からであるという。G.S. Ghurye, *Caste and Race in India*, London, 1932, pp. 147—148. N.K. Dutt, *op. cit.*, pp. 132—133.

(10) R.S. Sharma, *Sūtras in Ancient India*, Delhi, 1958, pp. 132—133.

(11) A.A. Macdonell and A.B. Keith, *Vedic Index of Names and Subjects*, 2 vols., London, 1912, s.v. Candāla, Nigāda, Paulkasa. P.V. Kane, *History of Dharmasāstra*, Vol. II, Pt. 1, Poona, 1941, pp. 165—167. R.S. Sharma, *op. cit.*, pp. 64—65.

(12) チャットーパディヤは、前六〇〇年ごろ不可触賤民制が成立したと考える。一方、シャルマは、不可触賤民チャンドーラについて記す伝典やダルマーストラの成立年代をややおそく考えて、チャンドーラが不可触賤民視されるに至つた時代を前ヴァリヤ期の末(前五一—四世紀)と推定している。S. Chattopadhyaya, *op. cit.*, p. 151. R.S. Sharma, *op. cit.*, pp. 85, 125—128.

(13) ここで、不可触賤民解放運動を指導した政治家アンメードカルの説を紹介しておこう。彼は、カースト社会の成員である一般インド人(ヒन्दウ)とアウトカースト

の存在とされる不可触賤民（アンタッチャブル）との間に人種的な差異はないと説いたのち、アンタッチャブルの起源に関して次のように説明している。（B.R. Ambedkar, *The Untouchables*, New Delhi, 1948, pp. 3—155）

かつてインドの村落が、村内に住み血縁関係で結ばれた部族民と、村外に住むブロクンニメン（Broken Men 村内の住民とは出身部族を異にし、しかも何らかの理由で部族的結合を失つた者たち）とから成つていた時代があつた。最初これら両者は対等の立場にあつたが、(a)ブロクンニメンが仏教徒であつたためバラモンから軽蔑され憎悪されたこと、(b)他の者たちが牛肉食をやめたのにこれらブロクンニメンは依然として牛肉食を続けたこと、という二つの理由から、ブロクンニメンの不可触賤民化がはじまつた。アンタッチャブルは、ヒンドゥー法典に述べられているチャンダーラなどの不浄民とは全く範疇を異にするものである。アンタッチャブルは、こうした不浄民とは別な発生の仕方（牛肉食と仏教信仰）で、西暦四〇〇年をかなり降る時代に出現した。

要するにアンベードカルは、アンタッチャブルがかつてヒンドゥー社会の正式な成員であつたことを説明して、彼らから人種的・職業的な劣等意識を除き、賤民解放への基礎固めを試みているのである。こうした意図のもとに提唱

された彼の牛肉食・仏教徒起源説は、社会運動の一理論としては評価されようが、歴史学的には疑問な点が多い。例えば、アンベードカルはダルマーストラーの一節を引用し、チャンダーラなどが穢れを与えるのはバラモンに対してのみであり、それも儀式の際のみに限られると説明する（impurity の問題であり、Untouchability ではないとする）。しかし、チャンダーラとの接触による穢れがこうした範囲にとどまるものでないことは、ダルマーストラー自体からも明らかであり、また仏典など他の資料によつても証明できる。古文獻にみられる賤民のうちでも、特にチャンダーラは、明らかにヴァルナ社会の成員にとつて不可触の存在であつた。近・現代のアンタッチャブルと古代の不可触賤民との間に、数の上からみて、また社会活動における役割の上からみて、大きな違いがあることは明らかであるが、前者が後者と全く無関係に発生したとは考えられない。近・現代の不可触賤民制は、古代の不可触賤民制の発達の前に位置するものとして把握すべきであろう。なお、牛肉食が不可触賤民制の発達（例えば数の増加）の要因であつたことは十分に考えられるが、それが不可触賤民制そのものを直接もたらしたと言ふことはできないであろう。

(14) *Divyata*. 623.

(15) *Ibid.*

- (varāha) (鰐(Kukkurta)° *Baudh.* i, 5, 11, [36]. *Manu* iii, 92, 239, iv, 79, viii, 373. *Nar.* xv—xvi, 11.
- (85) *Manu* x, 36, 50—51.
- (86) *Gaut.* iv, 16—28. *Baudh.* i, 8, 16, [1—16], i, 9, 17, [1—15]. *Vas.* xviii, 1—9. *Yaj.* i, 91—95. *Vis.* xvi, 4—14. *Nar.* xii, 103—113.
- (89) *Manu* x, 6—17, 46—49.
- (19) 『*マヌ法典*』では、次位のヴァルナの女性から生まれた者 (anantara) は、非難されるべきでない人間であるが父のヴァルナと等しくなり得る(*Manu* x, 6, 10)°。これは、次に『*ヤージウニヤヴァルナキヤ法典*』は、次位の女性との間に生まれた者を父親とは別種で属せるとする (*Yaj.* i, 91—92)°。また、*Brāhmaṇa + Kṣatriyā → Mūrdhavasikta*, *Kṣatriya + Vaiśyā → Māhīśyas*, *Vaiśya + Sūdhā → Karapas*.
- (83) *Gaut.* iv, 28. *Manu* x, 12, 16. *Yaj.* i, 93.
- (82) 例えは『*マヌ法典*』には、一七の離婚関係 (四ヴァルナ間のアヌローマ・プラテローマ関係を加えれば二九) が記されている (*Manu* x, 15, 18—19, 29—39)°。
- (75) *Manu* x, 51. *Nar.* xv—xvi, 11. *Kāty.* 681. P. V. Kane, *op. cit.*, p. 97. 44は『*マヌ法典*』では、シニヤマンローカは Ugrā 族の女子 Kṣatri 族の男の間に生まれた者であるとする (*Manu* x, 19)° śvapaca (śvapaka) とは
- 「犬を料理する者」の意。
- (89) 『*マヌ法典*』では、マッカサはシニードラの女とシニヤ族の男との間に生まれ、穴居獣の捕殺を生業とする者 (*Manu* x, 18, 49)°。ヴェーナは Ambasiha 族の女と Vaidaha 族の男との間に生まれ、太鼓たたきを生業とする者 (*Manu* x, 19, 49)° であるとす。シニヤードラについては本文の表を参照。
- (66) 『*マヌ法典*』(x, 13) の *Kāṭhika* 註(十二世紀)は、プラテローマ混血族中チャンデーラのみが不可触であると記す (cāṇḍāla evaikāṇ, prāṭhomaṅgaṇ, sparsādau nirasyate)°。Medhātithi 註(十世紀)は、プラテローマ混血族のうちチャンデーラのみが不可触であり、他の者たちと接触しても沐浴の必要はないと記している (cāṇḍāla eka prāṭhomo 'spīśyah, yathā ca divākīrtiśloke tatsparaśa eva snānam nānyesu prāṭhomesu)°。しかし、これは四ヴァルナ間のプラテローマ混血族(六種)について言ったものである。賤民のなかでもシニヤマンローカは不可触とみなされていたらしい (*Manu* x, 51—56)°。またチャンデーラを含む賤民 (接触して他人を穢れを手を洗う人間) を anya, anyatra などの普通名詞で呼ぶ場合もあり、不可触な血縁集団がチャンデーラのみに限られていたとする必要はないように思われる。むしろ、賤民はチャンデーラを最下・不可触とし

「正触」と向かひて漸次に善性の度合を弱める複雑な一類の血縁集團から構成されたと考えられる方がよからう。
The Institute of Menu, with the Commentary of Kulluka Bhatta, Vol. II, Calcutta, 1830, p. 288. M. G. Jha (ed.), *Manu-Smṛiti, with the 'Manubhāṣya' of Medhātīhi*, Voll. II, Calcutta, 1939, p. 336. P. V. Kane, *op. cit.*, pp. 171—172.

- (15) 「antyaścandālādhi」 「antyaścandālaksatṛāgyogavastriyah」 [*Yajñavalkya-smṛiti*], Vol. I, p. 280. Vol. II, p. 861 「antyaḥ caṇḍāldāyah」 [*Viṣṇu-smṛiti, with the Commentary Kācāvavaijyanti of Nandapāṇḍita*, Vol. I, Madras, 1964, p. 389)
- (16) Narayan Ram Acharya (ed.), *Yajñavalkya-smṛiti, with the Commentary Mīlakaśara of Viṣṇuśvara*, 5th ed., Bombay, 1949, pp. 445, 463. P. V. Kane, *op. cit.*, p. 70.
- (17) *Gaut.* xx, 1, xxiii, 32. *Nar.* i, 182, etc.
- (18) *Manu* iv, 79.
- (19) *Manu* x, 39. 『ハトローニンナキ法集』 47『ニホローニの野ウチマンインシの女からの生きた子とマンニヤーマンチカーニマンチノ』 (*Vas.* xviii, 3)
- (20) A. iii, 18, [7].

(21) G. Bühler (tr.), *The Sacred Laws of the Āryas*, Pt. 1, p. 35, note 18.
 (22) *Manu* x, 28—31.
 (23) *Manu* x, 39.
 (24) *Ap.* i, 1, 3, [25], i, 5, 16, [29]. *Manu* x, 51.
 (25) 「aparātāni hi teṣāṃ pātṛāni pakādyatṛāni caturbhīvarṇāṇi saha」 *Āpastambyaśāharmasūtram*, Pt. 2, p. 7.

(26) Medhātīhi の註家 47 *Manu* x, 51 の aparātāni ṅc avapātṛāṇi ṅc 註 57 次 の三種の解釈をしよう。 (1) 彼 (チャンローラマンチマンチ) に用いられた食器は投じ捨てられ (2) 彼らに食物が与えられ (3) 彼ら彼らに手に持った食器に入れられ (4) 地上に置かれた食器はもう他人が持つ食器に入れられ (5) 彼の注 (1) には (1) 食器を用いる (2) M. G. Jha (ed.), *Manu-smṛiti*, Vol. II, pp. 345—346. Bühler の註 47 者 51 の註 1 の語を訳す (*The Laws of Manu, Sacred Books of the East*, Vol. xxv, Oxford, 1886, p. 414, note 51)。

(27) Haradatta 47 『ハトローニローニ關係なら生まれた者』 (例 47 『法集』) (parilomā rajakārdāyah) 「種姓者」 チャンローラ、産婦、女、月経中の女など」 (pātracandālaanti-

- tikodakyaḍayo'papātā...) 註 19° *Āpastambyaḍhar-masāstram*, Pt. 2, pp. 7, 35. *The Sacred Laws of the Āryas*, Pt. 1, p. 11, note 25, p. 60, note 29.
- (82) *Viś.* v, 104, xliiv, 9. *Kaṭy.* 433, 783.
- (83) 「*Aspīśyaścāṇḍalādih*」 (*Viśiṣṭsmṛiti*, Vol. I, p. 112) 「*aspīśyaḥ cāṇḍalāḍyāḥ*」 (*ibid.*, Vol. II, p. 506)
- (84) 本文 10頁 參照°
- (85) 註釈家曰 ‘*antva*, *aspīśya* などを説明する際に「チャンドーラなど」という形で記述することが多い。註 (87) (88) 參照°
- (86) *Āp.* ii, 1, 2, [6]. *Mamu* xii, 55. *Yaj.* i, 127, iii, 131—134, 207, 217, 225. *Viś.* xliiv, 9.
- (87) *Divyav.* 623. A. iii, 7, [36]. *Mamu* x, 53. *Viś.* xvi, 15.
- (88) *VP.* iv, 6.
- (89) 「*cāṇḍālan katvā cāṇḍalavātakam palmimisu*」 (*J.* vi, 156)
- (90) *Mamu* xi, 176. 『*チンドーラヤナ法経*』の「知らざるにチャンドーラ女と通じ、チャンドーラの食物を食ふ、彼らから施物を受けたる、チラモンは隨姓者となるが、故意でなした、チラモンはチャンドーラに等しくなる」と定めぬ (*Baudh.* ii, 2, 4, [14])° 亦 *Viś.* liii, 5—6 參照°
- (89) ショードラの男とチラモンの女の間になされた者以外に、未婚女性の子、同一ユーターラ親族 (*sagotra*) の男女の間になされた子、出家生活離脱者の子などが、チャンドーラの範疇として扱われることとあつた (*P.V.* Kane, *op. cit.*, p. 81)° また下劣な人間をチャンドーラに譬えることとあつた。『*チャーシシムタ法経*』の一写本は、「無神論者、陰口をきく人、恩知らず、長く怒る者、これら四種は行為によるチャンドーラ (*karmacāṇḍala*) である。第五は生まれたによる「チャンドーラ」である」と定めてゐる (*Śroutasīśha-dharmasāstram*, p. 21, fn. 23)°
- (90) *J.* iv, 200, 376—377, 390. 『*Divyāvādāna*』の一物語 (XXXIII) に「*antva*」*カシシム川の岸にチャンドーラ族の屋 (cāṇḍalakuṭanagara)* がある (p. 621)」「*スジにチーターナガ (すなわちチャンドーラ) の王と数千のチーターナガが住んでゐた (p. 619)*」といふ。この物語以外に、チャンドーラがこのような大集団を形成してゐたことを伝える資料は見当らない。この記事はチーターナガの王(前生のブダマ)を偉大にみせるための誇張的表現と考えてよからう°
- (91) *J.* vi, 156.
- (92) *Mamu* x, 51. *Viś.* xvi, 14.
- (93) *Mamu* x, 54.
- (94) *A.* i, 14, [10].

- (96) A. ii, 4, [23].
- (96) J. iv, 391—392.
- (76) SN. i, 93—95. AN. i, 107, ii, 85—86, iii, 385—386. MN. iii, 169—170.
- (96) 『ヤス法典』はチャンヌーラに對し、処刑者の衣類、寶具、裝身具の取得權を認めしむる (Manu x, 56)°。
- (96) Manu x, 51—52. 442 Vis. xvi, 14 參照°。
- (91) Manu x, 55. 「生命を以ていせざるべし」(1)と「くつば」(1)処刑に用ふる棍棒、もちかり、手斧などを肩にかかへ、(2)棒などをもち、(3)鉄の裝身具や孔雀の羽を身につける、(4)類や身体その他の部分に烙印を押す、などを経歴せしむる°。The Laws of Manu, tr. by G. Bühler, p. 415, note 55. G. Jha, Manu-Smṛiti Notes, Pt. II, University of Calcutta, 1924, p. 780.
- (101) チャンヌーラ身分に墮とられた悪王は、人々は、「褐色の着物を着せ、黄色の布を頭を巻知しけ…」とせ (Kaśāvan nivasāpetya haliddapliṅhikāya sasan vetheva…) (J. vi, 156)°。また別の物語によれば、チャンヌーラは「赤色の下衣を着、そのまわりに帯をしめ、その上に汚れたぼろの下衣をつむぎ、十鐵の鉢を手に持たぬ…」(rattaduppattam nivasetva kāyabandhanam bandhivā pamsukulasamghātin pārupivā matikāpattan ādaya…)と記せしむる°。

- (J. iv, 379)°。なほ、法顯の記述とくらべては、チャンヌーラは城市に入るときた木を打ち鳴らし、市民はその音を聞いて彼を避けたとす(『高僧法顯伝』摩訶羅國条)°。
- (201) Katy. 681.
- (201) Katy. 40, 433, 943.
- (101) T. iv, 298, 352.
- (101) シタータの註にチャンヌーラは「chavachaddaka」(屍體運ぶを行なう者)とせしむる (J. iii, 195)°。
- (91) T. iv, 495.
- (101) Manu x, 56. Vis. xvi, 11.
- (81) Manu x, 55.
- (91) A. iii, 3, [28], iv, 7, [25—26].
- (91) J. iii, 30.
- (111) Nar. xiv, 26.
- (111) T. iv, 304.
- (111) A. ii, 1, [6].
- (111) Manu v, 131. Yaj. i, 192. Vis. xxiii, 50.
- (111) 本文二八一—二九頁參照。J. iv, 201. なお法顯もチャンヌーラが肉を売つてゐたことを伝へしむる(『高僧法顯伝』摩訶羅國条)°。
- (91) Apadāna, ii, 377.
- (111) Ausāna-smṛti (未見) 44°。彼の飾りは鉄か鉛びや

34. *Manu* iii, 239—242. *Yaj.* i, 148.
- (97) *Gaut.* xx, 1. *Āp.* i, 7, 21, [17—18]. *Baudh.* ii, 2, 4, [14]. *Manu* xi, 176.
- (97) *Gaut.* xx, 10—14. *Baudh.* ii, 1, 1, [36], ii, 1, 2, [9—14, 24—25]. *Vas.* xv, 17—21. *Manu* xi, 187—189. *Yaj.* iii, 296—297, 300.
- (97) *Gaut.* xiv, 30. *Manu* v, 85.
- (97) *Āp.* ii, 1, 2, [9].
- (97) *Vas.* xxiii, 33—35.
- (97) *Manu* v, 85. その他に『衣類をひきたす未従』(sacāṇḍakopasparṣana)を命ずるのなほ『*Gaut.* xiv, 30』また『*Varāḥmiṇi*に限り着衣沐浴を命ずるのゆゑ』(*Baudh.* i, 5, 9, [5])°
- (97) *Viṣ.* xxii, 69, 71. また *Yaj.* iii, 30 参照°
- (97) *Viṣ.* xxii, 76.
- (97) P. V. Kane, *op. cit.*, pp. 173—176.
- (97) *Varāḥmiṇi* による次註の「贖罪」の語は『P. V. Kane, *op. cit.*, Vol. IV, pp. 130—138 参照°
- (97) *Gaut.* xxiii, 32—33. また『*Varāḥmiṇi* 法經』の「*Manūtra*」の女や隨姓女などを通じて者に対し二年間隨姓者として過すことを命じ(*Baudh.* ii, 1, 2, [13—14])、また別の個所ではチャンデーラ女などを通じて者に対し

古代インドの賤民制 山崎

じ、その他の交接を禁じられた女(ṅganyā)と通じた場合と同様に「*Varāḥmiṇi*」法經に「チャンデーラ」の三贖罪を行なうことを命じている(*Baudh.* ii, 2, 4, [12—13])° 『*Varāḥmiṇi* 法經』の「法規はアパターラを隨姓者の女と通じた者に三箇月間のクリッチョラ贖罪を命じ(*Vas.* xx, 16)」、別の法規は「チャンデーラの女と通じた者に対し、一箇月間のみで過す」「シニマダマナーの誦句を繰り返すが、あるいは馬祀祭の終つ後の未従(āsvamedha-avahīrṭha)に参加する人を命じている(*Vas.* xxiii, 39—41)°

(97) *Manu* xi, 179. *Viṣ.* liii, 9. また『*Varāḥmiṇi* 法經』(vii, 373)は「アターレーヤ女(入門式を受けていない再生族の妻、適齡期に結婚しない女、売春婦、数人の男に属する女、墮落した女などの説あり)」、チャンデーラ女と通ずる罪を再度犯した者に対して、罪金刑を科してゐる(「二倍の罪金を科すべし」とあり、註釈家は「この額は10000パンナム」°) 『*The Laws of Manu*, p. 319, note 373. G. Jha, *op. cit.*, pp. 626—627.

(97) *Yaj.* iii, 231.

(97) *Yaj.* ii, 294. *Aparāṅka* の註は「追放せられぬのは贖罪しなう場合のみ」とし、また「*kubandhena*」を「*kubandhena*」と読み、「額に頭のなう(胴だけの)人間」の

ているか。(7)同程度の高等教育を受けた上級カースト出身者との日常の交際が対等であるか。(8)蔑視されるのは単に無知・文盲・貧困だけの理由からか。(9)蔑視されるのは単に従事する仕事のためなのか。一九三二年の国勢調査の結果によれば、不可触賤民 (Exterior Caste) の割合はインドの全人口 (藩王国を含む) の一四パーセント、ヒンドゥー人口の二一パーセントに及ぶ。 J.H. Hutton, *op. cit.*, pp. 192—211.

(174) シャルマは、グプタ朝の前後に不可触賤民の数が増加したことを推論している (R.S. Sharma, *op. cit.*, p. 262)。

また十一—十三世紀の碑文や文献からもチャンダーラをはじめとする賤民の存在が知られるが、彼らが農耕に従事していたかどうかはわからぬ。 P. Niyogi, *Contributions to the Economic History of Northern India*, Calcutta, 1962, pp. 17, 41—46. B.P. Mazumdar, *Socio-Economic History of Northern India, 1030—1194 A.D.*, Calcutta, 1960, pp. 111—113.

(175) この点については東京大学東洋文化研究所の山崎利男助教授に御教示いただいた。

(176) J.H. Hutton, *op. cit.*, p. 199.